

公示番号：170300

国名：ミャンマー

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名：農村地域基礎保健サービス強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月下旬から2017年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月20日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 10点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 14点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	保健医療分野における各種評価調査
------	------------------

対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ミャンマーの保健医療セクターにおいては、依然として母子保健の状況は悪く、引き続き対策が必要である（妊産婦死亡率：出生十萬対 282、5 歳未満児死亡率：出生千対 72。2014 年国勢調査）。5 歳未満時死亡率が高い要因は、新生児死亡率及び乳児死亡率（出生千対 43 及び 62。出所：同上）である。新生児の死亡原因は、低体重出生、仮死、黄疸、敗血症などで、乳児の死亡原因は呼吸器感染症、脚気、下痢などとなっており、これら死亡率を低減するためには、プライマリーヘルスケアの考え方に基づく、母子保健サービスを始めとした基礎保健サービスの強化が必要である。

更に近年、生活習慣病などの非感染性疾患による疾病負荷が増加しつつあり、依然として課題が残る「母子保健」「感染症」への対策とともに、非感染性疾患の予防や対策も必要となっている（WHO. Global Burden of Diseases, 2015）。これらの課題解決のためには、特定の疾病に対する対応を超えて、ライフコース・アプローチの観点により、すべての年齢層に応じた切れ目のないケアを提供し、人々の生涯（ライフコース）を通して健康を実現することがこれまで以上に重視されている。

ミャンマーにおけるプライマリーヘルスケアの最前線は地域保健センター（以下、「RHC」）、地域補助保健センター（以下、「SHC」）であり、その上位の医療施設として、タウンシップ病院、ステーション病院、郡病院、州・地域総合病院が機能している。

RHC、SHC には、母子保健のほか種々のサービス提供を担う基礎保健スタッフが配置されているが、欠員となっている施設が多い。また、コミュニティには保健ボランティアが RHC や SHC の指導のもと住民と保健サービスの橋渡しをする役割を担っているが、サービス提供側の量的、質的な不足から、住民に広くサービスが届いているとは言い難い。また、緊急時における、RHC、SHC から上位医療施設へのリファレル体制も不十分である。

一方、サービスを受ける側の住民も、保健知識の不足や保健医療施設への不信感などからサービスを利用しない、道路・経済事情などからアクセスできないという課題を抱えている。

これらの課題に対応すべく、2016 年 12 月、ミャンマー保健スポーツ省は「国家保健計画（National Health Plan、以下「NHP」）（2017-2021）」を策定し、2030 年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に向けた第一段階の方策としてすべての国民に「基礎保健サービス」を届けることを目標としている。その達成に向けて、NHP では、タウンシップ・レベル以下における基礎保健サービス（プライマリーヘルスケア）の拡充、強靱な保健システムの確立を打ち出しており、それを実現し持続可能なものとするには、コミュニティの主体的な参画が不可欠であるため、コミュニティへの働きかけも重視している。

このような状況のもと、ミャンマー保健スポーツ省は、上記 NHP の方針に沿って、

基礎保健サービスの担い手である RHC、SHC の基礎保健スタッフ及び保健ボランティア及びコミュニティ住民を対象として、ライフコース・アプローチに基づく基礎保健サービス提供の体制強化をタウンシップ・レベル以下において実践に移し、その結果を実施枠組みとして取りまとめる技術協力プロジェクトによる支援を要請した。対象地域は、全国 15 の州・地域の中でも母子保健の状況が依然として悪く（妊産婦死亡率：出生十萬対 344、5 歳未満児死亡率：出生千対 100.6。2014 年国勢調査）、また我が国による過去及び実施予定の支援との連携による相乗効果が期待できることから、マグウェイ地域が優先候補となっている。

本調査業務は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を立案し、事業事前評価表の作成を支援するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組みと手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、報告書案を作成するとともに、全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2017 年 6 月下旬）

- ① 要請背景及び内容を把握（関連政策文書、関連報告書等の資料及び情報の収集、分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する（なお、ジェンダーの観点から、ミャンマーの国家ジェンダー平等戦略、保健セクター政策のジェンダーに関する記載等、ジェンダーに関する政策の確認を含む）。これらの分析を基に、保健スポーツ省、他ドナー等のミャンマー側関係者に対する質問票案（英文）の作成等を行い、情報収集のための準備を行う。
- ② プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案（英・和文）、PO（Plan of Operations）案（英文）を作成する。
- ③ 対処方針会議等、詳細計画策定調査に必要な協議に参加する。

### (2) 現地業務期間（2017 年 7 月上旬～7 月下旬）

- ① 当機構ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ② ミャンマー側関係者（保健スポーツ省関連部署、マグウェイ地域公衆衛生局）及び主要な他の援助実施機関から、基礎保健サービス提供、コミュニティ参画に関する最新情報を収集する。情報収集に際しては、男女別データ及び貧困率に関する情報の収集に努めること。
- ③ マグウェイ地域の協力候補先のタウンシップ（1 か所）において、タウンシップ病院、ステーション病院、RHC、SHC 各 1 か所を訪問し、基礎保健サービス提供に関する情報収集を行う（男女別ニーズの確認を含む）。
- ④ ミャンマー側関係者とのワークショップ（マグウェイ地域で 1 日、保健スポーツ省で 1 日程度）を通じ、課題を分析し、プロジェクト成果の共有、具体的活動内容の検討を行う。（男女別ニーズの確認、包摂性の観点からのヘルスプロモーション活動方法の検討を含む。）
- ⑤ 上記の情報収集、分析、及びワークショップの結果を踏まえた PDM 案、PO 案を作成し、JICA 職員到着後に他団員に説明する。
- ⑥ JICA 職員による、ミャンマー側関係機関との PDM 案、PO 案に関する協議を

支援する。

- ⑦ 協議を通じて PDM 案、PO 案を修正、Ver.ゼロにて最終化するとともに、JICA 職員による R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings) 案の作成、署名に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を、JICA ミャンマー事務所、大使館に報告する。
- ⑨ JICA 職員の作成する現地調査報告に関し、担当業務部分を執筆する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 7 月下旬～8 月中旬)

- ① PDM 及び PO(Ver.ゼロ)に基づき、事業事前評価表案を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 詳細計画策定結果の作成を支援する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) とする。

(1) 事前評価表案 (和文)

なお、成果品は電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。ヤンゴンーネピドー間 (航空)、マグウェイーネピドー (またはヤンゴン) 間の移動 (車両または航空) については、当機構ミャンマー事務所が手配します。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ミャンマー事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です (当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

・ 消耗品費 : 10,000円×2件=20,000円

・ 借料損料 : 80,000円×1件=80,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務 (例 : 現地業務費の受取り、支出、精算) を必要な期間 (例 : 現地出張期間) に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年7月2日～2017年7月22日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄ミャンマー語の通訳を提供 (マグウェイ地域での調査実施時のみ)

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部第二グループ保健第四チーム (TEL:03-5226-8365) にて配布します。
  - ・ミャンマー連邦共和国 プライマリーヘルスケア拡充にかかる情報収集・確認調査報告書
- ② 本業務と関連する事業に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ミャンマー連邦共和国 中部地域保健施設整備計画 準備調査報告書 (2012) (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022332.html>)
  - ・ミャンマー連邦 母子保健課題に関する情報収集・確認調査報告書 (2012) (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000006193.html>)
- ③ その他主要な政策文書及び基礎データは、以下のホームページより閲覧可能です。
  - ・ミャンマー保健スポーツ省 (<http://www.moh.gov.mm/>)
  - ・保健情報ユニット (<http://www.themimu.info/>)
- ④ 主要な援助実施機関の支援情報は以下のURLより閲覧可能です。
  - ・世界銀行 (<http://www.worldbank.org/projects/P149960?lang=en>)
  - ・3MDGF (<http://www.3mdg.org/>)

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上